

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 5 月 30 日現在

機関番号：11301

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2013～2014

課題番号：25884006

研究課題名(和文)近代ヨーロッパ境域権力の比較史研究：ロレーヌ=エ=パール公権の領邦君主権を事例に

研究課題名(英文)A comparative study on borderlands in early modern Europe

研究代表者

帆北 智子 (HOKITA, Tomoko)

東北大学・国際文化研究科・GSICSフェロー

研究者番号：90713214

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：本課題により、近世ロレーヌ=エ=パール公権の歴史的特質の一端が明らかになった。具体的には、パロワ地域にたいする統治実態の分析と独仏二大権力にたいして公権が展開した統治理念に関する分析から、封建的理論から脱した支配体系と統治理念の構築を積極的に試みるという公権の自律的側面が析出された。この結果、受動的で非自律的であるがゆえに固有の存立原理を内包する権力体であるとは理解されない傾向にあった近世ロレーヌ=エ=パール公権に関する従来の史的評価には、再考する余地があることを示すに至った。

研究成果の概要(英文)：This research project has found some of the historical characteristics of the ducal power in the 18th century Lorraine, examining how the dukes tried to remove political interference from the strong powers, the Bourbons and the Habsburgs, and to reign as sovereign over their own territories. Accordingly, it has shown that it would be reasonable to reconsider some previous studies that regard the ducal power as weak, unstable and not self-sustaining.

研究分野：近世ヨーロッパ史

キーワード：ロレーヌ=エ=パール公権 フランス王権 神聖ローマ帝権 領邦君主権 境域

1. 研究開始当初の背景

(1) 「主権」・領邦君主権に関する史的的研究

初期近代のヨーロッパでは、フランス革命以来の「主権」*souveraineté* ; *Souveränität* 概念の思想的基盤が形成された。しかし、地域権力をもつ「主権」領邦君主権の理念の実態や、一国史的な枠組みを超えた地域権力間にみる理念の相違を背景とした対立など、より現実的な「主権」の諸側面を問題化する試みは少ない。例えば、神聖ローマ帝権下の領邦君主がもつ領邦高権 *Landeshoheit* の「主権性」に関する研究蓄積は対帝権の視座に収まっている。他方、絶対王政下のフランスを近代主権国家のひな形とする伝統的評価のものとは、主権をめぐる問題は優れて王権中心の議論に帰結するため、独仏にとっては辺境にあたるロレーヌ=エ=バール公国のような被併合地の「主権」が議論の俎上にあることはない。

(2) ロレーヌ=エ=バール公権に関する研究

16世紀中期以降のロレーヌ=エ=バール公権は、独仏から一定の独立性を保持したため、一国史的な歴史研究や地方史研究の領域で看過されがちである。同時に、ロレーヌ=エ=バール公国が独仏二大強権の対立軸とされた歴史経緯から、ロレーヌ=エ=バール公国史において両権力との関りは決して無視できない。結果、ロレーヌ=エ=バール公権の非自律的な側面ばかりが強調され、公権を脆弱な権力体とみなす歴史的評価が伝統的に定着してきた。他方で、ロレーヌ=エ=バール公国をヨーロッパの国際的な政治外交・文化交流の中心的な交差点に位置づけた歴史の読み直しも進められている。

以上より、地域権力の「主権」論理と、権力行使の実践の場でその論理がどのように機能したか、という理念と実態に関する実証研究および、国際的交流の舞台となった場の権力母体たるロレーヌ=エ=バール公権の歴史的特質と同時に目を向けた取り組みが求められる。

2. 研究の目的

本研究の目的は、初期近代ロレーヌ=エ=バール公権という独仏二大強権に挟まれた地域権力による領邦君主権の構築局面を独仏との関係において改めて捉え直すことで、ロレーヌ=エ=バール公権の史的評価に対するネガティブな偏りを相対化することにある。具体的には、18世紀初頭にだされた裁判法規集レオポルド法典に着目し、一方では、そこに反映される公権統治の理念の実態を独仏側との議論から読み取り、他方では、法典の適用状況にみる統治実態を、独仏の関与を制度レベルでも確認できる地域間の比較分析から把握する。さらに、理念と実態の関係およびその変容から公権統治の自律性とその限界を明らかにし、ロレーヌ=エ=バール公権

の領邦君主権に関する歴史的特質の一側面を提示する。

以上の作業を踏まえた本研究は、近代ヨーロッパの「主権」ないしは近代国家形成の問題に関するこれまでの諸議論を再検討しつつ、「境域権力」という視角から新たな地域史研究の方向性を拓こうとする基礎研究に位置づけられる。

ロレーヌ=エ=バール公権の統治下にあるバール公領は、元来、神聖ローマ皇帝の封であった。しかしその一部がフランス王の封となった後は、パロワ・ムヴァン(フランス系)とパロワ・ノンムヴァン(神聖ローマ系)という異なる封建的関係をもつ地域となった。とりわけ16世紀後半以降のパロワ・ムヴァンでは、パリ高等法院が当地の上訴審を取り扱うようになり、ロレーヌ=エ=バール公権による裁判(権)の行使が困難になっていった。そのため、ロレーヌ=エ=バール公権の理念は、対内的な統治問題の対応に際しても、優れて対外的に表明する必要があった。このような状況下で、ロレーヌ=エ=バール公権の領邦君主権はいかに主張、行使され、全体としてどのような歴史的特質を導出しうるだろうか。

3. 研究の方法

本研究では、フランスへの併合前夜にあたるレオポルド1世期(在1697~1729)からフランソワ3世期(在1729~1736)において、裁判法規集レオポルド法典の発布を端緒に生じた諸問題に焦点をしぼる。裁判(権)は、ロレーヌ=エ=バール公権が自身の領邦君主権を構成する最重要権利として位置づけた立法と課税に並んで重視された権利であり、この二つの権利と密接に関わる。そのため、これらの諸権利をめぐる問題への取り組みは、ロレーヌ=エ=バール公権の領邦君主権にアプローチするのに有効な分析対象である。

研究期間のうち、2ヶ月間ほどフランスに滞在し、フランス・パリの国立文書館、ロレーヌ地方のムルト=エ=モゼル県文書館、同県のナンシー市立図書館にて史料の発掘、収集、分析作業をおこなった。収集した主な史料は、レオポルド法典、裁判記録、ロレーヌ=エ=バール公権側と独仏側の関連人物の手による書簡や報告書等である。

なお、本研究の作業手順は以下のように計画した。基礎分析1：レオポルド法典とその適用についてフランス王権・神聖ローマ帝権の中央レベルと交わした議論から、ロレーヌ=エ=バール公権の統治理念を通時的観点で再構成することで、ロレーヌ=エ=バール公権が自ら規定し、主張した領邦君主権の理念の実態を対外的視点から相対化する。基礎分析2：パロワ・ムヴァンとパロワ・ノンムヴァンそれぞれの地域におけるレオポルド法典の適用実態とその変容を、主として課税問題に関する訴訟と裁判実施例から明らかにする。総括：両パロワ地域に関する成果の比較分析から、理念と実態の関係と変容を把握し、

ロレーヌ=エ=パール公権による権力構築の自律的側面とその限界を見極める。

4. 研究成果

平成 25 年度は主として以下の作業に取り組んだ。領邦君主権に関するわが国の研究状況をまずは把握すべく、先行研究の収集を行った。所属する大学の付属図書館が、耐震工事によって大利用を大幅に制限していたことから、資料のほとんどを国立国会図書館にて収集した。次いで、パリの国立文書館とナンシーのマルチ=エ=モゼル県文書館において、史料の調査と収集を約1ヶ月間おこなった。国立文書館では、フランス王権側が作成したロレーヌ関連の公文書にあたり、マルチ=エ=モゼル県文書館では、分類系列 3F（ウィーン・コレクション）の調査に取り組んだ。結果、レオポルト1世期およびフランス王3世期に徴収された人頭税、即位祝賀税などの税関連史料を入手することができた。また、県文書館での調査の間にはナンシー市立図書館を訪問し、本研究にかかる刊行史料や、未公開の学位論文を含むフランス本国の先行研究をできる限り収集した。この作業から、レオポルト法典をめぐる混乱とトラブルのほとんどがパロワ・ムヴァンで発生していたことが分かったことから、フランス王権側との議論や同地域をめぐる諸問題を主軸にすえて分析作業を進めていった。

そこで最初に、レオポルト法典の適応をめぐるパリ高等法院との間で発生した問題に関し、ロレーヌ=エ=パール公権側がこの問題への抗議としてパリ高等法院やフランス宮廷に送った文書群と書簡類の分析をおこなった。ここから分かったことは、16世紀にロレーヌ=エ=パール公とフランス王の間で締結された一連の「コンコルダ」が、法典の適応問題にも大きな影響を与えていたことである。公権側と王権側それぞれが展開したコンコルダ解釈から、両者には、同地の領邦君主権がロレーヌ公とフランス王のどちらに属するか、とりわけ、「君主」の最要件である立法権の帰属に関して根本的な認識の相違がみられた。すなわちパリ高等法院は、コンコルダが「封建的諸権利」をフランス王に認めていることから、封建的主従関係が18世紀においても有効であるゆえに、パロワ・ムヴァンの最高封主であるフランス王こそが、当地の君主であるとする解釈を展開した。これにたいしてロレーヌ=エ=パール公権は、コンコルダによってフランス王からロレーヌ公へとパロワ・ムヴァンの領邦君主権が完全に譲渡されたとの解釈を根拠に、当地の君主はロレーヌ公であるとの主張を展開した。他方、王権指導層はこの問題にたいし、公権側のコンコルダ解釈を否定はせず、表面的には公権に同調する側面をみせながら現実的な対応は巧みに回避した。

つぎに、1711年の公国全土における人頭税を事例にとり、同税の導入と税徴収の状況、

同税関連の訴訟問題という実態面から、法典適応をめぐる諸問題について考察した。

パロワ・ムヴァンでは、徴税に反対する住人が公国の裁判体系を無視してパリ高等法院に訴えをおこすという事例が頻発した。この訴えに対し、高等法院が庇護判決（徴税の差止判決）の即時発効によって住人側を擁護したことから、ロレーヌ=エ=パール公権による人頭税の徴収は困難を極めた。法典をめぐる公権と王権間の議論は、そのまま裁判現場の適応問題に反映する形をとった。この状況はフランス王3世期まで解消されることはなかった。一方、パロワ・ノンムヴァンでは、現場の裁判官たちに混乱がみられた場面があったものの、パロワ・ムヴァン以上の大きな問題は生じていなかったと考えられる。またこれらの混乱は、神聖ローマ帝権側との論争というよりも、レオポルト1世がレオポルト法典をはじめとする新たな裁判制度を導入したことによって、これを機に再建されたロレーヌ最高法院と旧来から存続してきたパール会計法院が裁判管轄をめぐる対立するという国内問題にほぼ限定されていた。

平成 26 年度は諸般の事由によって計画通りに研究を進めることができなかったため、研究費の大半を翌年度 10 月まで繰り越すことで作業を再開させた。平成 27 年度にはロレーヌ地方のマルチ=エ=モゼル県文書館やムーズ県文書館を訪問して、不足していた訴訟や裁判記録関連の史料の収集をおこなうことができた。ここで収集した史料に関しては、その分析作業の途中で研究期間が終了してしまったものの、今後は、えられた研究成果を順次発表していく予定である。

他方、平成 26 年度には、前年度までの研究経過と展望については口頭発表をおこなうことができた。具体的には、ロレーヌ公権とフランス王権ないしはパリ高等法院の間でパール公領の統治をめぐる行われた論争をもとに、ロレーヌ公権が展開した領邦君主権の論理について考察したものである。また平成 27 年度には、研究開始当初にまとめた先行研究の一部に関する論考を発表した。この論考では、領邦君主権と関連する概念である「主権」や「領邦高権」に論及したドイツ史研究の成果を手がかりにして、ロレーヌ公権がもつ領邦君主権の歴史的特質に接近するためのより有効な方法論を模索した。くわえて、現在、ロレーヌをめぐるフランス王周辺とパリ高等法院がもつ利害の異同についても分析中である。これに関しては近いうちに論文としてまとめ、発表する予定である。

以上、全研究期間をつうじてえた諸成果から現段階での研究総括を以下のようにまとめたい。パロワ・ムヴァンの事例にみるとおり、ロレーヌ=エ=パール公権は、統治運営において外部権力を排除できない現実を抱えた。この点が、ロレーヌ=エ=パール公権に関する従来の評価に繋がる一側面であること

は間違いないだろう。その一方で、自身の権力から封建的要素を積極的に排除しようとする公権の論理には、より近代的な「主権」概念に直接的に連なる論理的志向を看守することができる。ここに、18世紀のロレーヌ=エ=バール公権に固有の権力論理が垣間見えるのであり、この点は同時に、公権の自律的側面の一端を示すものといえるだろう。しかしながら、ロレーヌがのちにフランスの統治下に入ることからも分かるように、公権の論理にみられた近代的価値の勝利は、封建的な価値体系を超えることはなく、それはフランス革命を待つ必要があったといえる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計3件)

1. 帆北智子「18世紀ロレーヌ史研究の新たな展開 - ドイツ史の成果を手がかりに - 」『ヨーロッパ研究』, 記念(第11)号, 137-161頁, 2016年, 査読有り。
2. 帆北智子「18世紀ロレーヌ=エ=バール公権と主権性概念《souveraineté》: パロワ・ムヴァン地域の課税問題をめぐる考察」, 『ヨーロッパ研究』, 第9号, 193-217頁, 2014年, 査読有り。
3. 帆北智子「16世紀ヨーロッパにおけるロレーヌ=エ=バール公権とその対外政策: 18世紀における公権の《souveraineté》解明に向けて」, 『国際文化研究』, 第19号, 219-231頁, 2014年, 査読有り。

[学会発表](計1件)

1. 帆北智子「初期近代ロレーヌ=エ=バール公権の領邦君主権: ヨーロッパにおける「主権」概念に関する一考察」日本国際文化学会, 山口大学, 2014年7月。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

帆北智子 (HOKITA Tomoko)
東北大学・国際文化研究科・
GSICS フェロー (研究員)
研究者番号: 90713214